

現 場 説 明 書

令和 8 年 9 月 24 日

入札参加者 殿

宮崎県農政水産部水産局水産政策課長

名 称	水産研究・教育センター（仮称）管理棟建設工事に伴う仮設管理棟賃貸貸借
場 所	延岡市熊野江町 2453 番地 11
期 間	契約の日から令和 11 年 2 月 19 日まで
【説明事項】 以下記載事項及び別紙のとおり。 1 本工事の積算は、総務部営繕課制定の「建築工事共通費積算要領(令和 8 年 6 月改定版)」及び「建築工事積算要領等資料(令和 8 年 6 月改定版)」を適用している。 要領等は、県ホームページ「建築工事積算基準等について」から入手できる。 2 施設利用者、隣接する施設の利用者及び周辺住民の安全対策について十分配慮し、工事車両等が頻繁に出入りする時などは、必要に応じて誘導員を配置するなど万全を期すこと。 また、本事業では、施設利用者等の動線と工事動線が交錯することから、工事期間中、施設利用者その他来訪者の安全確保については十分配慮し、その対策を講じること。 3 特に、本事業に係る機材搬入及び廃材搬出については、その運搬経路、方法及び時間帯を県担当職員及び施設管理者と協議し、総合施工計画書に反映させること。 なお、運搬作業に当たっては、施設利用者や来訪者等に留意し、細心の注意を払うこと。 4 工事施工の際は、騒音、振動、粉塵による施設運営への影響を最小限に抑えられるように努めること。騒音、振動による影響が予想される場合、県及び施設管理者と調整の上、その対策を工程計画に反映させ、工事を施工すること。 5 本事業と同時期に、水産研究・教育センター（仮称）仮設管理棟一次側工事（地盤・電気・機械）、水産研究・教育センター増養殖支場（仮）作業棟建設主体工事、水産研究・教育センター増養殖支場（仮）発電機棟建設電気他工事及び、水産研究・教育センター増養殖支場（仮）ポンプ室棟建設管工事が別途発注される予定である。賃借物件の設置工事及び解体工事期間中は、各工事の受注者と工程及び仮設計画について十分に協議を行うこと。 また、安全協議会を設置し、県担当職員及び施設管理者との協議に基づき、工事の安全管理について必要な対策を講じること。 6 設計書の「共通仮設費（積上げ）」に記載された項目については、施工又は使用実績に応じて、設計変更の対象とする。 （担当者） 宮崎県農政水産部水産局水産政策課 企画流通担当 TEL 0985-26-7685	

別紙

1 火災保険等の付保について

着工から解体工事完了までの間火災保険に付さなければならない。

2 法定外の労災保険の付保について

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

3 工事標示板の表示内容等について

工事標示板の表示内容は、以下の(1)～(6)のとおりとする。なお、標示板・文字等の大きさ、デザイン等は任意とするが、県担当職員の承諾を得ること。

(1) 業務名称及び表示期間

	業務名称	表示期間
①	水産研究・教育センター（仮称）管理棟 建設工事に伴う仮設管理棟賃貸借（仮 設管理棟建設）	契約の日以降遅滞なく表 示し、令和 9 年 2 月 25 日 まで
②	水産研究・教育センター（仮称）管理棟 建設工事に伴う仮設管理棟賃貸借（仮 設管理棟解体）	令和 10 年 12 月 29 日から 令和 11 年 2 月 19 日まで

(2) 発注者

「宮崎県」と記載する。

(3) 監理者

県担当職員が別途指定する工事監理者の氏名、所属及び連絡先電話番号（市外局番を含む。）を記載する。

(4) 工期

(1) の表示期間を記載する。

(5) 施工者

商号又は名称及び電話番号（市外局番を含む。）を記載する。

(6) その他

工事に関する情報の問合せ先を標示するものとし、「※工事に関するお問合せは工事監理者まで」と記載する。

4 安全対策等について

(1) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）にのっとり、別途工事受注者と災害防止協議会を設置するなど、安全衛生管理体制を整え、工事の安全進行に努めること。

(2) 既存施設の養生等に当たっては、施設管理者からの意見等を工程管理に反映させ、必要な安全管理対策を講じること。

- (3) 建設工事に伴う騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画書及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めること。
- (4) 工事用車両の出入口には必要に応じて交通整理員等を配置し、安全対策に十分配慮すること。
- (5) 工事車両に付着した泥は現場内で落とし、場内外を汚すことのないよう注意すること。
- (6) 本工事と並行して発注する工事がある場合は、別途工事間の取合調整を十分に行うこと。

5 仮設物等について

- (1) 定置足場等の仮設物については、別契約業者にも無償で使用させること。
- (2) 仮設建物等からの汚水、雑排水等の排水先については、県担当職員と協議すること。

6 建設副産物の処理について

- (1) 建設工事の副産物である建設発生土及び建設廃棄物については、関係法令に基づき建設廃棄物処理計画書を提出し、適正に処理を行うこと。特に、石膏ボード端材については、安定型処分場で埋立処分することができないため、分別・再利用の促進に努めること。
- (2) 建築物の解体等に伴う廃石膏ボードの処理については、安定型処分場で埋立処分することができないので留意すること。

なお、万が一、解体工事中に次のいずれかの工場（平成9年4月までに製造された製品から高濃度の砒素等が確認された工場）で製造された廃石膏ボードが発生した場合は、安定型処分場へその搬入ができないので、直ちに作業を取りやめ、県担当職員と協議すること。

ア 小名浜吉野石膏株式会社いわき工場

イ 日東石膏ボード株式会社八戸工場

- (3) 舗装版等のコンクリートカッターによる切断時に発生する排水については、処理方法及び数量等の確認方法について県担当職員と協議を行い、適正に処理を行うこと。

7 再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）について

- (1) 本工事における再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）は、建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成し、県担当職員に提出すること。なお、これにより難しい場合は、県担当職員と協議すること。
- (2) 法令等に基づき再生資源利用（促進）計画を工事現場の公衆が見えやすい場所に掲げること。

- (3) 建設副産物の発生及び建設資材の利用がない場合は、工事概要のみを記載した計画書（実施書）を作成し、提出すること

8 産業廃棄物の処理に係る税について

本工事により発生する建設廃棄物のうち、宮崎県内の焼却施設及び最終処分場に搬入する建設廃棄物は、産業廃棄物税（県税）が課税されるので適正に処理すること。

9 排出ガス対策型建設機械の使用について

本工事において、下表に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成 17 年法律第 51 号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車又は「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成 3 年 10 月 8 日付け建設省経機発第 249 号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成 18 年 3 月 17 日付け国土交通省告示第 348 号）若しくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 18 年 3 月 17 日付け国総施第 215 号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用すること。

なお、これにより難しい場合は、県担当職員と協議すること。

機種	
一般工事用建設機械 ☐ バックホウ ☐ トラクタショベル（車輪式） ☐ ブルドーザ ☐ 発動発電機（可搬式） ☐ 空気圧縮機（可搬式） ☐ 油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの） 油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機 ☐ ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ☐ ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kW 以上 260kW 以下）を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

10 施工管理体制に関する書類の提出等について

工事施工において、受注者が下請契約を締結した場合の取扱いは以下のとおりとする。

- (1) 国土交通省令及び「施工体制台帳の作成等について」(平成 26 年 12 月 25 日付け国土建第 198~202 号。以下「国土交通省令等」という。)に従って施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、県担当職員に提出すること。
- (2) 国土交通省令等に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 127 号)に従って、工事関係者が見やすく、かつ、公衆が見やすい場所に掲げるとともに、県担当職員に提出すること。
- (3) 施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに県担当職員に提出すること。

11 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

受注者は、工事契約後に、監督員へ小黑板情報電子化の実施を選定する旨を書面にて申し出、承諾を得た上で、以下の手順等により、本工事においてデジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施することができる。

(1) 対象機器の導入

ア 監督員に対し、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施を選定する旨を書面にて申し出る際に、本工事での使用機器(機器・ソフトウェアをいう。以下同じ。)が分かる資料も併せて提出すること。

イ デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な使用機器は、営繕工事写真撮影要領 2.(3)撮影方法に示す項目の電子的記入ができ、かつ、信憑性確認機能(「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト」(CRYPTREC 暗号リスト)

(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用しているものをいう。)を有すること。

ウ 使用機器の事例として、URL「<https://www.jcomsia.org/kokuban>」記載の「デジタル工事写真の信憑性確認(改ざん検知機能)検定合格ソフトウェア一覧」を参照すること。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

(2) デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

ア (1)の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。

イ 小黑板情報の電子的記入を行う項目は、同要領 2.(3)撮影方法によること。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

(3) 小黑板情報の電子的記入の取扱い

ア 本工事の工事写真は、同要領に準じて取り扱うこと。ただし、(2)イに示す小黑板情報の電子的記入については、同要領 4.で規定されている写真編集には該当しない。

(4) 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

ア 工事完成時に(2)に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下「小黑板情報電子化写真」という。）を監督員に納品すること。

イ 納品に当たっては、URL (<https://www.jcomsia.org/kokuban>) のチェックシステム（信憑性チェックツール）若しくはチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェア又は工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出すること。

12 墜落制止用器具（フルハーネス型）について

「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」(平成 30 年政令第 184 号)により、令和 4 年 1 月 2 日から高所作業等における墜落制止用器具（フルハーネス型）の着用が義務化されたことから、高所作業においては「墜落制止用器具の規格」（平成 31 年厚生労働省告示第 11 号）の新規格を満たした墜落制止用器具を着用すること。